

## 環境アセスメントの対象事業一覧

	第1種事業 (環境アセスメントを必ず行う事業)	第2種事業 (環境アセスメントが必要かどうかを個別に判断する事業)
1 道路		
高速自動車国道 首都高速道路など	すべて 4車線以上のもの	—
一般国道 林道	4車線以上・10km以上 幅員6.5m以上・20km以上	4車線以上・7.5km以上 10km未満 幅員6.5m以上・15km以上 20km未満
2 河川		
ダム、堰 放水路、湖沼開発	湛水面積100ha以上 土地改変面積100ha以上	湛水面積75ha以上 100ha未満 土地改変面積75ha以上 100ha未満
3 鉄道		
新幹線鉄道 鉄道、軌道	すべて 長さ10km以上	— 長さ7.5km以上 10km未満
4 飛行場	滑走路長2,500m以上	滑走路長1,875m以上 2,500m未満
5 発電所		
水力発電所	出力3万kW以上	出力2.25万kW以上 3万kW未満
火力発電所	出力15万kW以上	出力11.25万kW以上 15万kW未満
地熱発電所	出力1万kW以上	出力7,500kW以上 1万kW未満
原子力発電所	すべて	—
太陽電池発電所	出力4万kW以上	出力3万kW以上 4万kW未満
風力発電所	出力5万kW以上	出力3.75万kW以上 5万kW未満
6 廃棄物最終処分場	面積30ha以上	面積25ha以上 30ha未満
7 埋立て、干拓	面積50ha超	面積40ha以上 50ha以下
8 土地区画整理事業	面積100ha以上	面積75ha以上 100ha未満
9 新住宅市街地開発事業	面積100ha以上	面積75ha以上 100ha未満
10 工業団地造成事業	面積100ha以上	面積75ha以上 100ha未満
11 新都市基盤整備事業	面積100ha以上	面積75ha以上 100ha未満
12 流通業務団地造成事業	面積100ha以上	面積75ha以上 100ha未満
13 宅地の造成の事業(*1)	面積100ha以上	面積75ha以上 100ha未満

○港湾計画(\*2)

埋立・掘込み面積の合計300ha以上

(\*1)「宅地」には、住宅地以外にも工場用地なども含まれる。

(\*2) 港湾計画については、特例の手続を実施することとなる(14 ページ参照)。

## (3) 環境アセスメントの実施者

環境アセスメントは、対象事業を実施しようとする事業者が行います。これは、そもそも環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業を行おうとする者が、自己の責任で事業の実施に伴う環境への影響について配慮することが適当だからです。また、事業者が事業計画を作成する段階で、環境影響についての調査・予測・評価を行うとともに環境保全対策の検討を一体として行うことにより、その結果を事業計画や施工・供用時の環境配慮等に反映しやすいこともその理由の一つです。